

第7号様式(第7条・第18条第1項)

遺族補償年金
遺族特別支給金
遺族特別援護金
遺族特別給付金

請求・申請書

(実施機関の職氏名)		請求(申請)年月日		年月日	
次の遺族補償年金 ます。 〔 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 〕		を請求(申請)し		請求(申請)者 (代表者)の住所 氏名 死亡した職員との続柄	
1 死亡した職員 に関する事項		所属部局 氏名 年月日生(歳)		職種	
		負傷又は 発病の年月日		年月日 死 亡 年月日	
2 請求の事由		職員の死亡 先順位者の失権		胎児であった子の出生 先順位者の所在不明	
3 請求者及び遺 族補償年金を 受けることが できる遺族		氏名	生年月日	年齢	住所
4 既に遺族補償 年金を受けて いる者		氏名	生年月日	年齢	住所
5 遺族補償年金 請求金額の計算		(補償基礎額)	円×(乗すべき数)	× $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$	= 円
6 遺族補償年金 請求金額		受給権者が1人の場合又は 代表者を選任した場合		円	
7 厚生年金保険法等の適用		有() 無			
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金申請 遺族特別給付金		遺族特別支給金 円× $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ = 円		遺族特別援護金 円× $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ = 円	
金額の計算		(A) (補償基礎額) × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ = 円			
		(B) 1,500,000円 × $\frac{(\text{乗すべき数})}{365}$ × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ = 円			
9 遺族特別支給金 遺族特別援護金申請金額 遺族特別給付金		受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合		遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	
10 添付する書類その他の資料名					

11 送金希望の場合	振込先 金融機関名	銀行 支店	年金決定金額	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合	円
	預金科目	普通預金 当座預金	特別支給金 決定金額		円
	口座番号		特別援護金 決定金額		円
	口 名 義 人 座 人	住所	特別給付金 決定金額		円
	受 理	年 月 日	年金証書の番号		第 号
		年金・特別給付 金支給開始年月	年 月		

決 定	年 月 日	特別支給金・特 別援護金の支払	年 月 日
-----	-------	--------------------	-------

(注意)

- 1 請求(申請)者は、印の欄には記入しないでください。また、該当するにレ印を記入してください。
 - 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは^請、その者が代表者であるときは^代、その者が障害等級第7級以上の身体障害に該当する状態にあるときは^身、その者が請求者と生計を同じくしているときは^生と記入してください。
 - 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入してください。
 - 4 「5 遺族補償年金請求金額の計算」及び「8 遺族特別援護金申請金額の計算
遺族特別給付金」の欄の「補償基礎額」は、第4号様式の2「補償基礎額算定書」で算定した金額を記入し、請求・申請の際は、同算定書を添付してください。
 - 5 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入してください。
 - 6 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄は、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」といいます。)第5条の規定による改正前の船員保険法をいいます。)、旧厚生年金保険法(国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいいます。)若しくは旧国民年金法(国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいいます。)の適用を受けるときは、「有()」のにレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を()内に記入してください。
- なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由により次の年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付してください。また、この請求書に関する年金の支給決定後に次の年金の給付を受ける場合には、速やかに、書類で報告してください。
- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金の保険給付に該当する遺族年金
 - (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金の保険給付に該当する遺族年金
 - (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金の給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
 - (4) 厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除きます。)
 - (5) 厚生年金保険法の遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について国民

- 年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除きます。)
- (6) 国民年金法の遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は厚生年金保険法の遺族厚生年金が支給される場合を除きます。)
- (7) 国民年金法の寡婦年金
- 「 遺族特別支給金
- 7 9 遺族特別援護金申請金額 の欄は、次により記入してください。
遺族特別給付金」
- (1) 「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の金額の項には、
「 遺族特別支給金
- 8 遺族特別援護金申請金額の計算 の欄に記入したそれぞれの金額を記入
遺族特別給付金
してください。
- (2) 「遺族特別給付金」の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任
「 遺族特別支給金
しない場合には、 8 遺族特別援護金申請金額の計算 の欄に記入した(A)
遺族特別給付金」
の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入し、代表者
を選任した場合には、(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)
の金額)に受給権者の数を乗じて得た金額を記入してください。
- 8 この請求書には、次の書類を添付してください。ただし、この請求書の提出前に、
当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の
(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は、添付する必要はありません。
- (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその
死亡が公務又は通勤により生じたことを証明する書類又はその写し
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び
死亡した職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
- (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死
亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と
同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 請求者が妻1人で、障害等級第7級以上の身体障害に該当する状態にあるとき
(55歳以上の場合を除きます。)は、その者が職員の死亡の時以後当該身体障害
に該当する状態にあったこと及び当該身体障害に該当する状態が生じ、又はそ
の事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
- (6) 請求者(前号の者を除きます。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けること
ができる遺族が障害等級7級以上の身体障害に該当する状態にある者であるとき
は、その者が職員の死亡の当時から引き続きその身体障害に該当する状態にあ
ることを証明する医師の診断書その他の書類
- (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じ
くしているときは、その事実を認めることのできる書類

- (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 9 この申請者には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類を、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付してください。ただし、8(9)の書類と同じ書類については、添付する必要はありません。
- 10 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

(A4)